

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 3 月 5 日（令和 7 年（行情）諮問第 3 1 8 号）

答申日：令和 7 年 1 0 月 3 日（令和 7 年度（行情）答申第 4 0 9 号）

事件名：特定の開示決定等で特定された文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の 2 に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 1 9」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく開示請求に対し、令和 5 年 5 月 2 2 日付け防官文第 1 0 9 5 5 号及び令和 6 年 1 2 月 6 日付け同第 2 7 7 6 3 号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分 1」及び「原処分 2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書 1（原処分 1 について）

ア 文書の特定が不十分である。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）【別紙 1（略）】である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成 3 0 年 1 0 月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）は、「スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定させる必要がある」（2 0 頁）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決

定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定では具体的な電磁的記録形式が特定されず、また開示請求の手續の中で開示請求者にその旨教示されていないのは、国の指針に反するものであるから、改めてその特定及び教示が行われるべきである。

イ 変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、変更履歴情報（別紙２（略）で説明されているもの）及びプロパティ情報（別紙３（略）で説明されているもの）が特定されていなければ、改めてその特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成２２年度（行情）答申第５３８号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されている情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号）についても特定を求める。

平成２４年４月４日付け防官文第４６３９号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める。

平成２４年度（行情）答申第３６５号及び同第３６７号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

(２) 審査請求書２（原処分２について）

ア 本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

令和５年度（行情）答申第６５４号に従い、本件対象文書の電磁的記録の特定を求める。

イないしエ 上記（１）イないしエと同旨。

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成３０年１０月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」

（２４頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

キ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体が特定されなかったものについては、その特定を求めるものである。

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ 複写媒体としてＤＶＤ－Ｒの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてＤＶＤ－Ｒが選択できるよう改めて決定を求める。

第３ 諮問庁の説明の要旨

１ 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年５月２２日付け防官文第１０９５５号により、本件対象文書のうち、文書１及び文書２について、法９条１項に基づく開示決定処分（原処分１）を行った後、令和６年１２月６日付け同第２７７６３号により、本件対象文書のうち、文書３ないし文書１９について、法５条３号及び５号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分２）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分1に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年7か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分2において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号及び5号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「文書の特定が不十分である」として、電磁的記録形式の特定及び教示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し教示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「変更履歴情報及びプロパティ情報等の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、変更履歴情報及びプロパティ情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「全体の決定が見通せるような実質的な決定（いわばサンプル的な決定）をすることを求める」としているが、本件開示請求に係る行政文書は、法5条に規定する不開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要し、法所定の期間内に、開示請求に係る文書の全てについて開示・不開示の決定を行うこととした場合、他の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため法11条を適用することとし、その上で、本件開示請求に係る行政文書のうち相当の部分として、原処分1を行ったものである。
- (5) 審査請求人は、「本件対象文書の電磁的記録の特定を求める」としているが、本件対象文書は、電磁的記録を特定している。

- (6) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分2においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号及び5号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (7) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分2において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。
- (8) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」としているが、本件対象文書の一部については、紙媒体を特定している。
- (9) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (10) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて、諮問すべき事項にあたらない。
- (11) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 令和7年3月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ 同月17日 | 審議 |
| ④ 同年9月29日 | 本件対象文書の見分及び審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は原処分1に係る審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確

認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求については、開示請求文言に別件開示請求の開示請求受付番号である「2017. 2. 13—本本B1673」の記載があったことから、当該別件開示請求において特定した文書と同一の文書及びこの文書に関連して行政文書ファイル等につづられた文書の開示を求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ 本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する行政文書の保有は確認できなかった。

(2) 諮問庁から別件開示請求に係る行政文書開示決定通知書等の提示を受け、当審査会において確認したところ、文書1及び文書2と同じ文書が特定されていることが認められる上、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有していないとする諮問庁の上記(1)の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる事情もない。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条3号該当性について

ア 別表の番号2及び3に掲げる不開示部分には、国際平和協力活動等における自衛隊の法的地位及び部隊運用に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領及び派遣態勢が推察され、自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして、その対抗措置を講ずることを容易ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 別表の番号4に掲げる不開示部分には、自衛隊が他国と共に行った国際平和協力活動内容に関する情報が具体的かつ詳細に記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5号3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条5号該当性について

別表の番号1及び2に掲げる不開示部分には、国際平和協力活動等を

行うに当たり自衛隊内において審議又は検討した内容が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊内で行われた審議又は検討の具体的な内容が明らかとなり、将来の同種の検討に際して自由かつ達な議論に支障を来すなど、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあり、ひいては不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号及び5号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

2017. 2. 13ー本本B1673で特定された文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全て。

2 本件対象文書

- 文書1 関連諸規則（国際法、国内法等）と行動概要1
- 文書2 関連諸規則（国際法、国内法等）と行動概要2
- 文書3 国連平和維持活動等基礎1
- 文書4 国連平和維持活動等基礎2
- 文書5 国連平和維持活動等基礎3
- 文書6 現代の国連統合任務の形態と機能
- 文書7 文民の保護
- 文書8 ジェンダー
- 文書9 国連警察
- 文書10 国連平和維持活動と情報活動
- 文書11 司令部の幕僚組織、役割及びSOP（作戦規定／作戦準則／業務処理手順）
- 文書12 国連幕僚業務と作戦要務ー国連における作戦計画立案過程ー
- 文書13 国連の平和活動等における民軍関係
- 文書14 関連諸規則（国際法、国内法等）と行動概要3
- 文書15 関連諸規則（国際法、国内法等）と行動概要4
- 文書16 国連マンデートの解説
- 文書17 部隊等派遣に関する意思決定プロセス等1
- 文書18 部隊等派遣に関する意思決定プロセス等2
- 文書19 過去の諸活動における実績・教訓の反映

別表

番号	本件対象 文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 7	1 4 枚目の一部	国の機関の内部又は相互間における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。
	文書 1 7	9 枚目の一部	
2	文書 1 4	2 7 枚目の一部	国際緊急援助活動における自衛隊の法的地位に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣自衛隊の態勢が推察され、今後の同種活動における自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあるとともに、国の機関等における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 3 号及び 5 号に該当するため不開示とした。
3	文書 1 5	3 4 枚目の一部	国際緊急援助活動における運用の詳細及び自衛隊の法的地位に関する情報であり、これを公にすることにより、派遣自衛隊の態勢が推察され、今後の同種活動における自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることか

			ら、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
4	文書 1 8	2 0 枚目の一部	他国又は国際機関に関する情報であり、これを公にすることにより、他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。